

1 固定電話の提供手段の効率性・技術中立性

ユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な提供の観点から、光ファイバに加えて、無線の活用により、現在の加入電話と同等の料金・品質の固定電話サービスを提供することの可否について検討が必要ではないか。

2 無線アクセスを活用する場合の技術基準

無線アクセスをユニバーサルサービスとしての固定電話の提供手段として活用することについて、技術基準の在り方の観点から検討する必要があるのではないか。

3 設備に関する規律

加入電話の提供の手段は、原則アナログ電話用設備(事業法施行規則第14条)とされ、また、NTT東日本・西日本の地域電気通信業務は自己の設備を用いて行わなければならない(NTT法第2条)とされているところ、無線を活用するのであれば、これらの制度の在り方について検討が必要ではないか。

4 交付金制度の妥当性

現行のユニバーサルサービス交付金制度は、現在のニーズに適合しているか。

➡ こうした論点について、総務省において検討を行う必要があるのではないか。

(参考)関係条文抜粋

○ 電気通信事業法(昭和60年法律第86号)

(基礎的電気通信役務の提供)

第7条 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

○ 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

(基礎的電気通信役務の範囲)

第14条 法第7条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

- 一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）第3条第2項第3号に規定するものをいう。以下この条、第27条の2第2号イ並びに第27条の5第1項第3号及び第11号並びに別表第1号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

○ 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和60年法律第85号)

(事業)

第2条

3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

- 一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下同じ。）において行う地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ。）